Deloitte.
デロイト トーマツ

保険セクターの国際的な規制の動向

（Vol. 9, 2021 年 3 月～4 月）

MAKING AN IMPACT THAT MATTERS since 1845

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2021 年 3 月～4 月）

内容

A: 英 PRA、保険規制の今後の方向性を示す（3 月 16 日）.....3

B: ESAs、サステナビリティ関連開示にかかる規制案を公表（3 月 17 日）.....4

C: 中国 CBIRC、外資系保険会社にかかる規則を改正（3 月 19 日）.....5

D: IFRS 財団評議員会、サステナビリティ報告にかかる WG を設置（3 月 22 日）.....6

E: NY 州当局、気候変動による財務リスクの管理に関する規制案を公表（3 月 25 日）.....7

F: EIOPA、LEI の利用に関するガイドラインの改正案を公表（3 月 26 日）.....8

G: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる規制を最終化（3 月 29 日）.....9

H: 英 PRA、外部委託にかかる規制を最終化（3 月 29 日）.....10

I: 加 OSFI、外国保険支店の財産供託規制の緩和を提案（3 月 29 日）.....11

J: ESAs、EU の金融システムのリスクと脆弱性に関するレポートを公表（3 月 31 日）.....11

K: ESAs、苦情対応に関するガイドラインの適用の評価にかかるレポートを公表（3 月 31 日）.....13

L: NGFS、サステナブル・ファイナンスに関するレポートを公表（3 月 31 日）.....13

M: FSB、気候変動にかかるロードマップの策定を表明（4 月 6 日）.....14

N: NGFS、生物多様性と金融安定に関する調査プロジェクトを開始（4 月 6 日）.....15

O: 豪 APRA、生命再保険市場の監督の強化案を公表（4 月 8 日）.....15

P: 仏 ACPR、高齢者に対する金融商品の販売に関するレポートを公表（4 月 8 日）.....16

Q: EIOPA、ユニットリンク商品の適切性を評価する枠組み案を公表（4 月 13 日）.....17

A: 英 PRA、保険規制の今後の方向性を示す（3 月 16 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）のウッズCEOが示した、英国の保険セクターに対する規制の変更の方向性の概要は以下のとおり。

将来の規制枠組み	• 詳細な監督規則は、法令ではなく、PRAのルールブックで定める。 • EUやスイスでは詳細が法令で規定されているが、英国では、それらを監督上のルールで定めることがより良いアプローチであると考える。そのようなアプローチを採用することで、市場の変化に対応した、また、イノベーションをサポートするルール・メイキングが可能となる。例えば、300以上の基準の遵守の評価を要する内部モデルの承認のためのボトムアップのプロセスを簡略化したいと考えているが、それらの基準は現在法令で定められている。
規制当局の役割	• 英国には保険会社の破綻処理当局が無い。市場からの秩序だった退出のための保険会社の準備の状況を評価し、また、必要な場合には、その状況を改善するために取締役会と作業を行うことは、今後数年間のPRAの監督上の大きな焦点となる。 • グリーン投資に関し、健全性規制上のインセンティブを与えることで特定の形態の投資を奨励することには慎重である。障壁を取り除くことや、また、グリーン資産への投資にかかるリスクが過度に後ろ向きに計算されるのであれば、それは我々が変えるべきことである。他方で、リスクベースであることが健全性規制の基本的な柱であり、投資におけるリスクを無視することは、金融システムを過小資本にすることにつながる。 • 気候変動に関し、証左があれば、気候へのエクスポージャーを資本において勘案すべきであるが、ネット・ゼロへの移行をサポートするための資産への投資のより広範な経済的、環境的、社会的な便益は、他の公共政策のツールを用いてより良く認識されると考えている。
説明責任の向上	• 監督当局がより多くのルール・メイキングをできることとなれば、説明責任が高まるのは当然のこと。 • 議会で議論されているPRAの目的に関し、国際的には、健全性規制当局が（英国の金融セクターの国際的な）競争（力の強化）を目的とすることは一般的ではなく、PRAがそのような目的を有することとなると、英国における規制が緩和されると受け取られ、結果として、PRAの国際的な権威の低下につながる可能性がある。
ソルベンシーIIのレビュー	• ソルベンシーIIのレビューにおいてその原則を変えることはしない。他方で、ソルベンシーIIは幾分過剰であり、特に生保に関連するいくつかの点で調整が必要である。例えば、リスク・マージンは正しく較正されておらず、何らかの対策を講じなければ、英国の退職年金の提供における長寿リスクの海外の再保険会社への出再がより高い水準に達するであろう。リスク・マージンは、現在の水準から低下し、ボラティリティも低減するであろう。 • 他方で、リスク・マージンの見直しは、全体の資本水準に不満があるということと同義ではない。現在の資本水準が低すぎる、あるいは、高すぎる、さらには、現在の資本水準が保険への需要を満たさなくしているという証左は目にしていない。保険業界は、ソルベンシーIIのレビューが350億ポンドの資本の解放につながることを期待しているようであるが、保険セクターの資本水準を大幅

	に引き下げるような改革パッケージには疑念がある。 • マッチング調整について、その原則自体は正しいものである。他方で、その較正には不確実性が伴うため、較正が健全であることに確信を持つ必要がある。インフラストラクチャーなどへの投資の障壁を取り除くためにマッチング調整の適格要件やプロセスを見直すべきという意見は理解するが、健全性などの理由から、マッチング調整の要件を緩和することに慎重であるべきである。 • 内部モデルに関し、バランスシート全体をモデリングすることは、大規模な保険会社のリスク・プロファイルを理解するための基本である。他方で、モデルが誤る可能性もある。我々は、起こり得る大きなリスクへの耐性についての、より明確な健全性チェックと会話（ボード・レベルでPRAと保険会社の関係の基礎となるようなもの。）が必要であると考える。また、モデル化が容易なものとそうでないものを認識する必要がある。

インプリケーション：指摘された論点はいずれも重要なものであり、それぞれについて示された方向性は非常に興味深い。例えば、グリーン投資や気候変動リスクについて資本規制で対応することには慎重な姿勢を示している点、ソルベンシー規制の見直しが保険会社の資本水準の低下につながり得るという保険業界の期待を否定している点、保険会社の破綻処理枠組みの整備の必要性を強調している点など、いずれも日本のソルベンシー規制や破綻処理の枠組みのさらなる整備に示唆を与えるものであると考えられる。

（出所）PRA ‘Brave new world - speech by Sam Woods’

B: ESAs、サステナビリティ関連開示にかかる規制案を公表（3 月 17 日）

■ 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場局（ESMA）から成る。）は、5月12日を期限として、環境目的に貢献する経済活動に投資する金融商品のサステナビリティ関連開示にかかる規制上の技術的な基準（RTS）案を市中協議に付した。

■ 同RTS案は、①金融商品の環境的にサステナブルな活動への投資にかかる投資家への開示を促すこと、②サステナブル・ファイナンス開示規則（Sustainable Finance Disclosure Regulation: SFDR）におけるサステナビリティ関連開示に関する規制とタクソノミー規制（Taxonomy Regulation: TR）の下でのサステナビリティ関連開示の単一のルールブックを策定すること、を目的とするもの。

■ 市中協議案の主な内容は以下のとおり。

➢ 背景：

• 2020年6月に成立したEUタクソノミー規制は、ESAsに対し、以下の3つの情報にかかる内容と表示の詳細を定めるRTS案を策定し、欧州委員会に提出することを求めている。（策定の期限は、（a）気候変動の緩和および気候変動への適応の環境目的にかかるものについては2021年6月、（b）水海洋資源のサステナブルな利用と保護、および、循環経済への移行の環境目的にかかるものについては2022年6月。）

1. 環境の特性を宣伝する金融商品（TR第6条に定める、いわゆる「light green」商品。TR6条商品。）の契約前開示（SFDR第8条第4項）
2. 環境的にサステナブルな活動に投資する金融商品（TR第5条に定める、いわゆる「dark green」商品。TR5条商品。）の契約前開示（SFDR第9条第6項）

3. TR5条商品についてはTR第5条に規定される、また、TR6条商品についてはTR第6条に規定される、定期報告（SFDR第11条第5項）

➢ TRとSFDRとの関係

- TR第5条は、環境目的に貢献する経済活動に投資する金融商品について、SFDR第9条に定める項目に加え、環境目的、および、その投資が環境的にサステナブルである理由と程度を、契約前および定期報告で開示することを求めている。
- TR第6条は、環境特性を宣伝する金融商品について、SFDR第8条に定める項目に加え、TR第5条に定める情報を、契約前および定期報告で開示することを求めている。

➢ 環境目的の開示

- 本RTS案は、TRによって追加されたSFDR第8条第4項、第9条第6項、第11条第5項に基づく開示について、金融商品が貢献している環境目的を特定することを求めている。その情報は、環境特性もしくはサステナブル投資目的の開示に含まれる。
- 本RTS案は、契約前開示について、TR6条商品のSFDR8条商品（環境もしくは社会特性、あるいはその両者を宣伝する金融商品）との区別、TR5条商品のSFDR9条商品（サステナブル投資を目的とする金融商品）との区別を、定期開示について、TR5条商品および6条商品のSFDR11条商品（SFDR8条商品および9条商品）との区別を、それぞれ提案している。

➢ 環境的にサステナブルな経済活動への投資の方法と程度

- 本RTS案は、環境的にサステナブルな経済活動への投資の程度（extent）を定量化することを求めており、そのためのメソドロジーを提案している。そのKPIは、図示され、また、貢献する環境目的にかかる説明等によって補足されなければならない。
- 環境的にサステナブルな方法（how）について、本RTS案は、活動がTR第3条の4つの基準を満たしていることを記述するとともに、その記述について第三者による評価を受けることを提案している。

インプリケーション：本RTS案は、SFDRとTR（によって追加されたSFDRの規定）とのギャップに対応するための技術的な基準案を提案しているものであると考えられる。本RTS案の目的の一つとして「単一のルールブック」を掲げているものの、現状、サステナビリティ関連開示にかかる規制が全体として非常に複雑なものとなっているように見受けられ、したがって、規制の実効性の確保などの点で解決すべき課題は少なくないものと思料される。

（出所）EIOPA 'ESAs consult on Taxonomy-related product disclosures'

C: 中国 CBIRC、外資系保険会社にかかる規則を改正（3 月 19 日）

■ 中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、外資系保険会社にかかる規則の施行規則の背景や理由を説明した。主な内容は以下のとおり。

施行規則の改正の背景	• 2001 年に施行された外資系保険会社にかかる規制は、外資系保険会社の外国人株主は外国保険会社に限定されると規定していた。

	• CBIRC は 2019 年 5 月、保険業界のさらなる開放の施策を拡大し、外国保険グループ会社や海外の金融機関が中国で事業を営む外資系保険会社の株主となることを認めた。 • 同年 10 月には、中国政府は、外国保険グループ会社が中国に外資系保険会社を設立すること、および、海外の金融機関が中国の外資系保険会社の株式を取得することを認めた。同年 12 月、CBIRC は、JV 生保の外国人株主規制を廃止した。
施行規則の改正の基本原則	• 第一に、開放の原則を堅持し、市場を国外に開放するという中国の公約を揺るぎなく果たし、また、開放をより高いレベルに引き上げること。 • 第二に、中国と外国保険会社が、公正で競争的な市場において、同じ規制の下で活動できるよう、国内と外資の保険会社に対して同じ規制を行うという原則を徹底すること。 • 第三に、金融リスクを防ぐこと。
外資系保険会社に投資可能な外国会社	• 改正後は、外国人株主は、外国保険会社、外国保険グループ会社、その他の海外金融機関の 3 種類に拡大される。同時に、外資系保険会社が専門性を維持し続けることができるよう、外資系保険会社の唯一の、もしくは、主要な株主は、外国保険会社もしくは外国保険グループ会社に限定される。
外国保険グループ会社および海外の金融機関の市場アクセス要件	• 施行規則は、外国保険グループもしくはその主要な保険子会社は、関連するソルベンシー規制要件を満たす必要があると規定している。また、規制の一貫性を維持するため、外国保険会社もしくは外国保険グループ会社以外の外国金融機関が中国の外国保険会社の株主になる場合、保険会社の株式管理に関する規則の海外の金融機関にかかる関連する規定が適用される。
出資比率規制	• 中国で事業を営む外資系保険会社の株主としての外国保険会社もしくは外国保険グループ会社の持株比率に関する制限は設けられていない。株主としての保険会社および保険グループ会社以外の海外の金融機関、ならびに、外資系保険会社の中国人株主には、保険会社の株式管理に関する規則の関連する規定が適用される。

インプリケーション：中国の保険市場の開放が進展していることが伺える。日本の保険会社にとっても、中国の保険市場への進出の規制上のハードルは下がってきていると考えることができる。

（出所）CBIRC ‘CBIRC Releases the Decision on Amending the Implementation Rules of the Regulations of the People's Republic of China on Foreign-funded Insurance Companies’

D: IFRS 財団評議員会、サステナビリティ報告にかかる WG を設置（3 月 22 日）

■ IFRS財団評議員会は、企業価値にフォーカスした、グローバルなサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速し、また、国際的なサステナビリティ報告基準審議会の設置を見据えた技術的な準備を行うため、ワーキング・グループ（WG）を設置した。同WGの最初の会合は本年4月に開催される。

■ 同WGに期待される役割には以下のものが含まれる。

➢ 新たなサステナビリティ報告基準審議会が、既存のイニシアティブを発展させ、また、気候関連の報告やサステナビリ

ティに関連するその他のトピックにかかる基準を開発するための潜在的な基礎として、技術的な助言を行うこと。それには、CDP、CDSB（Climate Disclosure Standards Board）、GRI、IR（Integrated Reporting）、SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）が2020年12月に公表した「プロトタイプ」のさらなる開発を含む。

- サステナビリティ報告基準の統合を促し、また、分断を低減させる観点から、IFRS財団のガバナンス構造の下、新たな審議会への技術的な専門性や内容がどのように移行されるかをレビューすること。

（出所）IFRS Foundation 'IFRS Foundation Trustees announce working group to accelerate convergence in global sustainability reporting standards focused on enterprise value'

E: NY 州当局、気候変動による財務リスクの管理に関する規制案を公表（3 月 25 日）

■ ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は、9月22日を期限として、気候変動による財務リスクの管理にかかるNYDFSの期待を示す、ニューヨーク州の保険会社向けのガイダンス案を市中協議に付した。

■ 同ガイダンス案は、NYDFSがその監督活動の一環として、保険会社が以下の期待を満たしているかをモニターすることを提案している。

- 保険会社は、気候リスクの考慮をそのガバナンス構造に統合する。保険会社の取締役会は、気候リスクを理解し、その管理に責任を有する。気候リスクは、保険会社のリスク・アペタイトや組織構造に反映される。
- 保険会社は、戦略的なビジネス上の意思決定に際し、気候関連の要素が短期、中期、長期の事業環境に及ぼす、現在およびフォーワードルッキングな影響を検討する。
- 保険会社は、気候リスクを既存のリスク管理に統合する。それには、気候リスクをリスク管理の枠組みに組み込むことや、気候リスクが既存のリスク・ファクターに与える影響を分析することを含む。気候リスクは、保険会社のORSAにおいて検討される。
- 保険会社は、事業戦略とリスクの評価および特定のインプットとなるシナリオ分析を利用する。シナリオは、物理的リスクと移行リスク、複数の炭素排出経路や気温経路、および、短期、中期、長期の時間軸を考慮する。
- 保険会社は、気候リスクの開示、また、開示アプローチの策定に際しては、TCFD等のイニシアティブを考慮する。

■ その他、同ガイダンス案の骨子と主な内容は以下のとおり。

リスク・カルチャーとガバナンス	• 保険会社は、気候リスクの評価と管理に責任を有する取締役会メンバーもしくは委員会を特定する。また、リスク・アペタイトと整合的に気候リスクをモニターし、管理することを定めたリスク方針を策定する。 • 保険会社は、気候リスクを管理するための組織構造（リスク管理、コンプライアンス、内部統制、内部監査、保険数理の各機能を含む。）を有する。また、それぞれの役割と責任を明確にする。さらに、ORSAを含むリスク管理や意思決定において、気候リスクを明示的に勘案する。
ビジネス・モデルと戦略	• 保険会社は、ビジネス・モデルや戦略の策定に、シナリオ分析やストレス・テストを活用する。また、戦略策定のプロセスやリスク・アペタイト・フレームワーク、リスク管理およびコンプライアンス・プロセスにおいて、事業環境分析やシナリオ分析、ストレス・テストが考慮されていることを文書化する。

リスク管理	• 保険会社は、リスク・アペタイト、リスク・トレランス、リスク・リミットを設定する際に気候リスクを勘案する。また、ORSAにおいて、気候リスクの特定、分類、管理、モニターの方法等を記述する。保険会社の気候関連の方針や手順は、グループ・レベルだけでなく、保険会社単体で有する。
シナリオ分析	• 保険会社は、気候変動のシナリオ分析を、自社のコーポレート・ガバナンス構造、リスク管理の実務、ORSAに取り込む。また、NGFSが開発したシナリオなど、パブリックで入手可能なシナリオを検討し、自社の特性を踏まえてそれらをカスタマイズする。
開示	• 保険会社は、気候リスクのリスク管理への取込み方法など、その管理のアプローチの透明性を向上させる。

インプリケーション：ニューヨーク州当局による本取組みは、米国内の他の州当局に先駆けたものであり、その意味で、今後、他の州当局やNAICにおける同種の取組みにも影響を与え得るものであると考えられる。また、気候リスクの管理について、「保険会社単体」での対応を求めている点は注目に値する。

（出所）NYDFS 'SUPERINTENDENT LACEWELL ANNOUNCES PROPOSED DFS GUIDANCE TO NEW YORK INSURERS ON MANAGING THE FINANCIAL RISKS FROM CLIMATE CHANGE'

F: EIOPA、LEI の利用に関するガイドラインの改正案を公表（3 月 26 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、6月30日を期限として、取引主体識別子（LEI）の利用に関するガイドラインの改正案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

- 背景：EIOPAは2014年、LEIの利用に関するガイドラインを策定した。欧州システミック・リスク・ボード（ESRB）は2020年9月、取引主体の識別に関する提言を行い、金融取引に参加する取引主体を明確に識別するための、世界的に固有の識別子が利用可能で広く採用されることの重要性を指摘した。同時期に、欧州委員会は「デジタル・ファイナンス戦略」を公表し、その中で、「欧州委員会は、欧州監督機構（ESAs）と共同で、LEIを含む国際的な基準や識別子の利用可能性を確保するため、2021年に監督上のデータ戦略を策定する」と述べている。これを受け、今般、EIOPAは、2014年に策定したガイドラインを改正することとした。
- 改正の目的：LEIを持つことが求められるエンティティの範囲やプロポーショナリティの適用について明確にすること、ESRBの提言を検討すること、など。
- 適用開始時期：2022年1月1日（予定）。
- 主な内容
  - 指針1（範囲）：保険会社、最終親会社、第三国の保険会社のEEA域内の支店、クロスボーダーで活動する保険仲介業者等。
  - 指針2（EIOPAへの報告）：保険会社等がEIOPAに報告する情報にはLEIを含める。

インプリケーション：今回のガイドラインの改正の主たる目的は、プロポーショナリティを適用することで、小規模な退職年金基金のLEIの登録や更新にかかるコスト負担を軽減することにあると思料される。

（出所）EIOPA 'Consultation on the proposal for revised Guidelines on the use of Legal Entity Identifier (LEI)'

G: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる規制を最終化（3 月 29 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、2020年12月に市中協議に付したオペレーショナル・レジリエンスにかかる規制案（PRAルールブックと監督上のステートメント）を最終化した。最終化された監督上のステートメントの概要は以下のとおり。

適用対象	• 銀行および保険会社。
オペレーショナル・レジリエンス	• オペレーショナル・レジリエンスとは、金融機関や金融セクター全体の、オペレーション上の混乱を回避し、適応し、対応し、回復する能力。
重要なビジネス・サービス	• 金融機関が提供するサービスで、混乱が生じた場合に金融機関の安全性や健全性にリスクをもたらし得る、もしくは、金融機関がPRAルールブックに定める基準を満たす場合に英国の金融安定にリスクをもたらし得るもの。金融機関は、以下の要素などを勘案し、重要なビジネス・サービスを特定する。加えて、保険会社には、保険契約者の保護にリスクをもたらし得る重要なビジネス・サービスを特定することも求められる。 ✓ 金融安定にかかる要素：より広範な金融セクターや英国経済への影響（預金、貸付、デリバティブ取引、資金調達等の経済機能、金融市場インフラストラクチャーを提供するカウンターパーティへの波及効果を含む。）等。 ✓ 金融機関の安全性と健全性にかかる要素：損益への影響、風評リスクの可能性、訴訟や規制上の対応を生じさせる可能性等。 ✓ 保険契約者の保護にかかる要素：保険商品の種類、保険契約者のタイプやその利益、保険商品の代替可能性等。
影響の許容度（impact tolerance）	• 影響の許容度とは、重要なビジネス・サービスに対する混乱の最大の許容度で、時間等で測定される。金融機関は、それぞれの重要なビジネス・サービスに影響の許容度を設定する。それにより、金融機関は、重要なビジネス・サービスの提供に利用できるリソースの状況を評価し、また、リカバリーに要する時間などの要件を設定できることとなる。
影響の許容度内に留まるためのアクション	• 金融機関は、影響の許容度内では重要なビジネス・サービスを提供することができなければならない。それが可能でないと見込まれる際には、必要なアクションをとらなければならない。また、それができない場合の改善策を策定しなければならない。
マッピング	• 金融機関は、重要なビジネス・サービスを提供するために必要なリソースを特定し、文書化する（＝マッピング）。それにより、脆弱性を特定し、また、影響の許容度に留まる能力をテストすることが可能となる。
シナリオ・テスト	• 金融機関は、複数のシナリオを用い、影響の許容度の中にある能力を定期的にテストする。
ガバナンス	• 取締役会は、重要なビジネス・サービスと影響の許容度を承認し、また、定期的にレビューする。

■ 本ガイドラインと関連するルールブックの規定は、2022年3月31日に施行される。金融機関は、それまでに重要なビジネス・サービスを特定し、また、影響の許容度を設定していなければならない。また、2025年3月末までに、戦略、プロセスおよび制度を構築しなければならない。

インプリケーション：バーゼル銀行監督委員会（BCBS）も同時期（3月31日）に「オペレーショナル・レジリエンスに関する原則」を最終化しており、今後、保険セクターにおいても、オペレーショナル・レジリエンスの観点からの監督の重要性がさらに高まっていくものと考えられる。また、本ガイドラインは、例えば、日本の金融機関のBCPや再建計画の策定においても参考となるものと思料される。

（出所）PRA 'PS6/21|CP29/19|DP1/18 Operational Resilience: Impact tolerances for important business services'

H: 英 PRA、外部委託にかかる規制を最終化（3 月 29 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、2020年12月に市中協議に付した外部委託とサードパーティ・リスク管理にかかる監督上のステートメント（SS）案を最終化した。主な内容は以下のとおり。

適用対象	• 銀行、保険会社、ならびに、海外の銀行および保険会社の在英支店（第三国の金融機関の在英支店）。
施行時期	• 金融機関は、2022年3月末までにSSを満たすことが期待される。2021年3月末までに締結された外部委託契約については、最初の更新時期に本SSを満たすかどうかをレビューする。
定義	• 外部委託：金融機関とサービス・プロバイダとの間の取極め。サービス・プロバイダは、それに基づき、直接あるいは再委託の形で、プロセスやサービス、活動を提供する。 • サードパーティ：金融機関と商品もしくはサービスの提供にかかるビジネス上の関係もしくは契約を有する組織。 • 外部委託でないサードパーティ・アレンジメント：ハードウェアやソフトウェアの購入など。保険会社の場合、価格比較プラットフォームなどのアグリゲーターの利用や募集の委託なども含む。金融機関は、外部委託でないサードパーティ・アレンジメントを重要もしくはリスクが高いと認める場合、適切な統制を設けなければならない。
グループ内委託	• グループ内委託は、外部委託に対する規制と同様の規制に従う。 • 第三国の金融機関の在英支店には、少なくとも、重要なグループ内委託のリストを作成し、すべてのグループ内委託のサービス・レベル・アグリーメントなどの文書化された取極めを記録し、グループ内委託のモニタリングや監視を適切に行うことなどが期待される。
ガバナンス	• 金融機関は、外部委託している場合でも、規制の遵守についてすべての説明責任を有する。 • 取締役会は、文書化された外部委託の方針を承認し、定期的にレビューし、実践する。 • 外部委託前には、それぞれの外部委託およびサードパーティ・アレンジメントの重要性を決定し、すべての潜在的なサービス・プロバイダのデュー・デリジェンスを行い、重要性に関わらず、すべての外部委託の取極めのリスクを評価する。 • 外部委託の取極めは、文書化され、また、PRAによる金融機関およびその外部委託された活動や機能等に対する監督を制限するものであってはならない。
データ・セキュリティ	• 重要な外部委託やサードパーティ取極めがデータの移転やデータへのアクセスを伴うものである場合、金融機関は、自身とサービス・プロバイダそれぞれの責任を定義し、文書化する。

アクセス、監査、情報請求権	• 金融機関は、重要な外部委託の取極めが、金融機関、その監査人、監督当局に、監査や情報に対する完全なアクセスと制限の無い権利を提供するものとなるよう、合理的に対応する。
事業継続と撤退	• 金融機関は、重要な外部委託の取極めそれぞれについて、事業継続計画と退出戦略・計画を策定し、テストする。金融機関は、退出戦略や計画においてストレス時の対応を定めるとともに、それらをテストする。 • 金融機関は、重要なクラウドの外部委託の取極めにおいて、外部委託されるサービスやデータのレジリエンス要件を評価し、複数のデータ・センターやハイブリッド・クラウド、バックアップ・ベンダー等の一つ以上の利用可能なレジリエンス・オプションを決定する。

インプリケーション：外部委託は、金融規制・監督において重要なテーマとなってきている。例えば、欧州保険・年金監督局（EIOPA）は2020年2月に「クラウド・サービス・プロバイダへの外部委託に関するガイドライン」を、金融安定理事会（FSB）は2020年11月に外部委託にかかる規制・監督上の論点案[1]をそれぞれ公表している。また、金融庁は2020年12月、保険監督指針を改正し、グループ外部委託にかかる監督上の目線を追加した。さらに、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2021年3月に最終化した「オペレーショナル・レジリエンスに関する原則」において、「事業継続、サードパーティへの外部委託、および、銀行が依存している技術は、オペレーショナル・レジリエンスの強化の検討において重要な要素である」と述べているほか、外部委託先管理にかかる原則を示している。今後、外部委託にかかるリスク管理を含むオペレーショナル・レジリエンスの強化の重要性はより高まってくるものと考えられる。

（出所）PRA 'SS2/21 Outsourcing and third party risk management'

I: 加 OSFI、外国保険支店の財産供託規制の緩和を提案（3 月 29 日）

■ カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、4月23日を期限として、外国の保険会社の在カナダ支店に対して求めている供託資産の範囲を拡大する案を市中協議に付した。

■ カナダの保険会社法は、外国の保険会社に対して、その保険事業に関する十分な資産をカナダ国内に置くことを求めている。それらの資産は、カナダの金融機関に信託されなければならない。信託の詳細は、標準信託協定（STA）において定められている。今般の規制改正案は、外国保険支店がOSFIの事前の承認を得ることなく供託できる資産に、米国の投資適格債券や証券（社債や上場株式）を含めることとしている。

（出所）OSFI 'OSFI Seeks Comments on Revisions to the Vested Asset Regime for Foreign Insurance Branches'

J: ESAs、EU の金融システムのリスクと脆弱性に関するレポートを公表（3 月 31 日）

■ 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場局（ESMA）から成る。）は、最初の共同リスク評価レポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

➢ リスクと不確実性

• Covid-19は、短期的な経済の回復の見込みに引き続き重くのしかかっている。これまでのところ、金融セクターはCovid-19の影響に耐えているものの、パンデミックが長引くほど、それが家計や一般企業に与える影響や金

[1]「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol.4, 2020 年 10 月～11 月）」記事 P を参照。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202011_ins_regulation.pdf

融機関への波及的な影響はより大きくなる。

- パンデミックは、金融機関の収益性の課題をより大きなものにしているほか、資産運用セクターでは流動性の課題ももたらし、また、銀行セクターでは資産の質の低下にもつながることが予想される。

➢ 政策上の提言

- 金融機関と監督当局は、資産の質の悪化に備えるべきである。銀行は、パンデミックの経済ショックの影響を適切に扱い、また、適切な水準の引当金をタイムリーに認識するため、引当金モデルを調整すべき。また、過大ではあるものの生存可能なエクスポージャーを効果的にリストラクチャーするため、困難な状況にある貸出先に早い段階で関与すべき。
- 監督当局、政策立案者および金融機関は、長引く低金利環境とそのリスクに対応するためのさらなるアクションをとるべき。保険会社にとって、規制の枠組みが昨年観測されたような金利の急な低下やマイナス金利の存在を反映することが重要であり、この観点からの提案が、ソルベンシーIIのレビューに関する意見として、EIOPAから欧州委員会に提出されている。
- 銀行は、健全な貸出のプラクティスとリスクの適切なプライシングを確保すべき。
- 金融機関は、配当や自社株買いに関する保守的な方針に引き続き従うべき。
- 投資ファンドは、償還や評価ショックの潜在的な増加に対する準備をさらに進めるべき。この観点から、ファンドの投資戦略、流動性プロファイル、償還方針は、ファンドの流動性リスク評価や評価の不確実性とともに監督されるべき。

➢ 保険セクターに関連する主な記述

- 保険会社の資本バッファーは2020年を通して強固であったものの、保険会社の収益性の悪化の兆候はすでに見受けられている。長引く超低金利と金融市場のボラティリティが、保険会社の投資ポートフォリオにネガティブな影響を与えている。
- 保険会社の投資ポートフォリオの32%を占める社債ポートフォリオについて、保険会社は、パンデミックと前後して、（特にBBBから）格付が引き下げられた債券を売却する傾向があったものの、プロシクリカルな効果を生じさせているような状況は見受けられない。
- 保険会社の銀行セクターに対する大きなエクスポージャーとそのホーム・バイアスは、リスクの伝播や保険会社への波及の潜在的なチャネルとなり得る。銀行の信用力は国の信用力とリンクしており、また、その逆もあり、銀行セクターへのリスク・エクスポージャーは、いくつかの国では、国と銀行の結びつきによって増幅され得る。
- 保険会社は、信用リスクへのエクスポージャーを慎重に検討している。Covid-19の状況下、特に2020年第2四半期において、保険会社は格付が下がった銀行の債券のネットの売り手となっている。

インプリケーション：欧州の保険セクターは全体としてCovid-19の状況下においてもその健全性を維持しているものの、個々の保険会社のレベルでは、いくつかの保険会社は問題を抱えていることが伺える。また、保険セクターと潜在的なシステミック・リスクの関係に言及がある点は注目に値する。

（出所）EIOPA ‘Joint Committee report on risks and vulnerabilities in the EU financial system’

K: ESAs、苦情対応に関するガイドラインの適用の評価にかかるレポートを公表（3 月 31 日）

■ 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場局（ESMA）から成る。）が公表した苦情対応に関するガイドラインの適用の評価にかかるレポートの概要は以下のとおり。

- 背景：EIOPAは、2012年6月に保険会社の苦情対応に関するガイドラインを、2013年11月に保険仲介業者に対する同様のガイドラインを公表。2014年6月には、ESMA、EBAが、証券および銀行それぞれのセクター向けのガイドラインを策定。ESAsは、規制のコンバージェンスから監督のコンバージェンスへと焦点をシフトさせているところ、今般、その一環として、これら苦情対応に関するガイドラインの適用状況の評価を実施した。
- 主な結果は以下のとおり。
  - ガイドラインの遵守状況：大半の監督当局がガイドラインを遵守している。
  - ガイドラインの目的の達成状況：ガイドラインは、銀行、保険、証券のセクター間における整合的な苦情対応のアプローチの形成に貢献している。
  - 監督当局の対応：検査や報告命令、テーマティック・レビューなどにより、ガイドラインの遵守状況をモニターしている。
  - 好事例：保険会社は、EIOPAが公表した苦情対応に関するベスト・プラクティスが有用であり、ガイドラインを遵守するために活用している。全セクターについて、好事例として挙げられたものは、独立した苦情対応の部署の設置、苦情対応と社内の関連する部署との間の公式な手順の策定、苦情対応とITシステムの手順の統合、複層の苦情対応体制の構築、苦情の電子レジスターへの登録と処理までの時間の計算、等。

インプリケーション：欧州の金融機関の苦情対応の好事例として挙げられているものと日本の金融機関の苦情対応のプラクティスとの間には、大きな乖離はないものと思料される。

（出所）EIOPA ‘Joint Committee Report on the assessment of the application of the Guidelines on complaints-handling’

L: NGFS、サステナブル・ファイナンスに関するレポートを公表（3 月 31 日）

■ 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、「サステナブル・ファイナンスの市場ダイナミクス：全体像」と題するレポートを公表した。同レポートは、今後検討を要する主要な論点として、以下の三つのテーマ（開示と報告、意思決定への統合、資本の動員）について、あわせて5つの論点を挙げている。

- 気候とサステナビリティに関連する開示と報告
  - 金融規制当局は、①グローバルな開示の枠組みと、TCFD提言に沿った包括的な企業の開示基準を策定するための取組み、および、②グローバルのサステナビリティ報告基準の策定をサポートする必要がある。
  - 国際的な金融機関は、活動する国において、グローバルな自主的なサステナビリティ基準と開示の枠組みを採択し、促進する必要がある。
- 気候とサステナビリティの検討の財務上の意思決定への統合
  - 信用格付およびESG格付の提供者は、気候やサステナビリティ要素の重要性を評価するために用いている基準、それらの測定手法や格付への統合手法、各要素のウェイト付けなどを開示することにより、メソドロジーの透明性を向上させる必要がある。

- 規制当局は、金融機関に対し、重要な気候およびサステナビリティ要素を財務要素として検討することを求める必要がある。財務上重要な気候およびサステナビリティ要素は、アセット・マネジャーの受託者義務の一部であるべき。

➢ 資本の動員

- 開発銀行は、特に開発途上国や新興国市場において、資本をグリーン投資のプロジェクトに向けるための支援を強化する必要がある。

インプリケーション：NGFSが本レポートと同じタイミングで公表した「ダッシュボード」も有用な情報源であると思料される。

（出所）NGFS 'NGFS Publications Report Sustainable Finance Market Dynamics'

M: FSB、気候変動にかかるロードマップの策定を表明（4 月 6 日）

■ 金融安定理事会（FSB）が4月7日の会議に先立ってG20財務大臣・中央銀行総裁に提出したレターの概要は以下のとおり。

➢ Covid-19への政策対応

- Covid-19に対する施策の終了時期については、状況を踏まえて柔軟に対応することで、長期の金融安定リスクの最小化や財源の保全、スムーズな経済調整に資するものとなると考えられる。

➢ TBTF（too big to fail）

- TBTF改革にかかる最終報告書を今回のG20会合に提出した。TBTF改革は、システミック・リスクを低減し、破綻処理と市場規律の信頼性を高め、結果として、社会にとって便益をもたらした。同時に、TLACの実施や破綻処理ファンディングのメカニズムの透明性など、破綻処理にかかるいくつかの課題が残っている。

- ノンバンク金融機関（NBFI）のマーケット・シェアが高まっており、いくつかのリスクは銀行システムの外に移動している。それにより、金融システムの安定性は高まっているかもしれないが、他方で、2020年3月の市場の混乱は、NBFIの脆弱性の重要な役割の高まりを示している。NBFIに関し、FSBは2021年7月、G20に対してMMFのレジリエンスを高める政策提案を行う予定。

➢ 気候変動

- 気候変動は本年の主要な優先課題。FSBは、7月のG20会合に、TCFD提言を踏まえた、一貫性のある、質の高い気候開示を促進するための方法、および、金融安定リスクの評価のために必要なデータとデータ・ギャップに関する報告書を提出する。

- FSBは、IFRS財団評議員会がグローバルのサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを促進するために行っている作業と、それに対するIOSCOのサポートを歓迎する。

- FSBは、気候関連の財務リスクに対応するため、調整された、フォーワードルッキングなロードマップを策定し、今夏のG20会合に提出する。調整を支援するため、NGFSをFSBの気候関連の作業に参加させており、また、FSBは、NGFSにオブザーバーとして参加する予定である。FSBは、G20議長国のイタリアが再び立ち上げたサステナブル・ファイナンスに関するG20グループとも緊密に連携する。

インプリケーション：金融危機から10年以上が経過し、今般、TBTF改革の最終報告書が公表されたことは、一つの区切りであると考えられ、感慨深い。他方で、FSBはNBFIセクターの潜在的なリスクを指摘し続けているほか、例えば、最近、金融シス

テムに影響を及ぼし得る事象が相次いで生じていること、また、記事Jでとり上げた欧州監督機構（ESAs）のレポートにおいても銀行・保険セクターにおけるシステミック・リスクの顕在化の可能性も議論されていることなどから、システミック・リスクは引き続き取組みが必要な重要なテーマである。気候変動については、FSBが2021年2月にG20に報告した「2021年の優先課題」[2]における記述がさらに具体化されており、FSBにおける気候変動の取組みが相応のスピードで進展していることが伺える。

（出所）FSB 'FSB Chair's letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: April 2021'

N: NGFS、生物多様性と金融安定に関する調査プロジェクトを開始（4 月 6 日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、NGFSのリサーチ・ステークホルダーの一つであるINSPIRE（International Network for Sustainable Financial Policy Insights, Research, and Exchange）と共同で、生物多様性と金融安定に関するスタディ・グループを立ち上げることを表明した。
- 多くの中央銀行や監督当局は、そのフォーカスを、気候変動から、より広範な、自然に関連するリスクのインプリケーションや自然と生物多様性の保全に対応するという課題に拡大していくことの必要性を認識してきている。それらの課題に取り組むには、主要なエコシステム・サービスの提供への金融の影響や生物多様性の喪失の金融安定への帰結を理解することが必要となる。
- 同スタディ・グループは、それらの課題についてリサーチや提言を行い、最終的に、中央銀行や監督当局が、土地利用や森林破壊などによる生物多様性の喪失の文脈で、それぞれのマンデートをどのように果たすことができるかにかかる、エビデンス・ベースのアプローチを確立することを目的としている。
- 本リサーチ・プロジェクトは、NGFSのリサーチ・ワークストリームの議長とINSPIREが共同議長を務め、NGFSメンバーとINSPIREからそれぞれのメンバーが参画する。

インプリケーション：まずは同スタディ・グループのロードマップの公表が期待される。

（出所）NGFS 'NGFS and INSPIRE launch a joint research project on 'Biodiversity and Financial Stability''

O: 豪 APRA、生命再保険市場の監督の強化案を公表（4 月 8 日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、6月25日を期限として、再保険の集中リスクにかかる規制（LPS117）案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
  - 背景：生命保険会社がAPRAの監督下にないオフショアの再保険会社への出再を増加させており、それがオーストラリアの保険会社の健全性規制上の懸念となっていること、また、その懸念は、特にオーストラリアの私的年金（superannuation）において重要な役割を担うグループ・リスク市場との関係で高まっていることなどの事情がある。
  - 経緯：APRAは2017年12月、LPS117の見直しを表明し、2018年にはデータ収集を行った。その後、2019年3月に最初の市中協議を実施し、それに対して寄せられたコメントを踏まえ、今般の改正案を作成している。
  - 規制の概要：本規制案は、再保険の集中リスクについて以下のような上限を設けることを提案しているほか、担保要件を強化することなども示している。
    - カウンターパーティ・グレード（CG）が1～3のAPRAの監督下にある生命保険会社との再保険取引の額の上限：法定ファンド（VAF）の25%（不変）、資本の額の125%、もしくは、2,000万豪ドル（不変）のいずれ

[2]「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol.8, 2021 年 2 月～3 月）」記事 I を参照。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202011_ins_regulation.pdf

か高いものの額。

- オフショアの関連再保険会社へのエクスポージャーの額の上限：VAFの12.5%もしくは資本の額の62.5%のいずれか高い方の額。
- CGが1～3のオフショア再保険会社へのエクスポージャーの額の上限：VAFの5%もしくは資本の額の25%のいずれか高い方の額（不変）。
- CGが1～3のオフショア再保険会社へのエクスポージャーの「総額」の上限： VAFの12.5%もしくは資本の額の62.5%のいずれか高い方の額。

➢ 施行時期：今後、2021年末までに最終化され、2023年7月から施行される予定。

インプリケーション：再保険については、記事Aでとり上げているように、英国においても監督上の課題として認識されているほか、カナダにおいても、再保険の集中リスクやフロンティング・アレンジメントなどについて規制の見直しが行われている[3]ところであり、複数の国の監督当局が直面している課題であると思料される。再保険は、リスクの分散、さらには、リスクの引受余力の拡大の観点から重要な機能である一方で、保険会社の規制・監督を困難なものとし得る側面もあり、したがって、保険セクターの健全性の確保と保険契約者の保護の観点から、グローバル・レベルで再保険の規制・監督のあり方を検討する必要性は高いものと考えられる。

（出所）APRA 'APRA releases consultation to enhance oversight of life reinsurance market'

P: 仏 ACPR、高齢者に対する金融商品の販売に関するレポートを公表（4 月 8 日）

■ フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）と金融市場庁（AMF）は、立場の弱い高齢者に対する金融商品の販売に関する報告書を公表した。主な内容は以下のとおり。

➢ 「立場の弱い高齢者」を定義することは容易ではなく、また、年齢だけが唯一の要素ではないものの、脆弱性の指標を設けることにより、情報に基づき同意する顧客の能力を問うことが可能となる。

➢ 金融機関は、ニーズや意向に沿っていない金融商品を販売することが無いよう、立場の弱い高齢者については特に留意を要するべきである。それは、顧客やその家族への潜在的な悪影響を制限するだけでなく、訴訟リスクなど、金融機関のリスクを低減することにもつながる。

➢ 特段の留意は、①金融商品やサービスのアドバイザーに対して、研修を実施するとともに、課題の認識の向上を促すこと、②金融機関内に「脆弱性担当窓口」を設けること、③内部の手続きや統制メカニズムを強化すること、の3つの柱を基礎とし得る。

インプリケーション：金融審議会市場ワーキング・グループの2020年8月の報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」では、高齢者は金融事業者の金融商品・サービスを受ける顧客として重要な位置を占めているとして、①高齢者のニーズに応える商品・サービスについて、多くの高齢者が利用しやすいよう価格面にも配慮しながら、今後、多くの金融機関が積極的に取り組むこと、②高齢者毎の認知判断能力に応じた対応や本人の状況から見て不相応な取引の検知など、高齢者の能力・状況に応じたきめ細かな対応を行うこと、などの金融機関に対する期待を示している。また、英国金融行為規制庁（FCA）は、2021年2月に「立場の弱い顧客の公平な取扱いに関するガイダンス」を最終化し、金融機関に対し、

[3]「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol.8, 2021 年 2 月～3 月）」記事 G を参照。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202011_ins_regulation.pdf

高齢者を含む立場の弱い顧客の公平な取扱いの徹底を求めている[4]。このように、特に先進国において高齢化が進展する中、高齢者への金融商品・サービスの提供のあり方が重要な規制・監督上の課題となっており、今後、さらに規制上の対応が進展する分野であると考えられる。

（出所）ACPR 'The AMF and the ACPR are urging insurance, banking and finance professionals to exercise extra vigilance with regard to vulnerable ageing people'

Q: EIOPA、ユニットリンク商品の適切性を評価する枠組み案を公表（4 月 13 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、7月16日を期限として、保険会社がユニットリンク商品が金額に見合う価値を提供するものであるかどうかを評価するための枠組み案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

- 背景：
  - EIOPAは、ユニットリンク商品（ユニットリンク部分を有配当や配当保証と組み合わせたハイブリッド商品を含む。）について、金額に見合う価値（value for money）や商品の複雑性などの観点から、課題を認識してきている。
  - Covid-19を受けて、経済的な影響を受けた契約者が早期解約などを始めると、高いリスクや複雑な手数料など、構造上の課題が顕在化し得るほか、今後、リターンの低下や市場のボラティリティの高まりが、高コストと相まって、ユニットリンク商品市場に対する信用の問題にもつながり得る。
  - EIOPAが調査を行った結果、①商品の複雑性には大きな差があり、より複雑な商品は消費者が理解しにくく、他方で、しばしば、マス・マーケット商品として販売されている、②消費者に低い価値しか提供しない商品がある、③コスト構造が不透明、④商品のモニタリングやレビューが不十分、等の問題点が明らかになった。
- 金額に見合う価値（value for money）
  - コストや手数料が、特定されたターゲット市場に対するベネフィット（運用パフォーマンス、保証、カバレッジ、サービス）に見合っており、ならびに、契約者が負担する費用を考慮し、また、市場において比較し得る他のリテール向け商品との比較でも合理的である場合、金額に見合う価値を提供している商品であると言える。
- 金額に見合う価値を評価するガイダンスを提供する枠組み案
  - 原則1：コストと手数料が正当であるべき。コストと手数料はターゲットとする市場のニーズや目的と整合的で、また、明確に特定され、定量化される。正当とは、消費者が負担するコストや手数料は、提供する商品やサービスについて保険会社が負担するコストや手数料を反映したものであるということ。
  - 原則2：商品および個々の商品の特性は、十分に定義されたターゲット市場にとって金額に見合う価値を提供し、また、保険会社は、販売する保険商品が金額に見合う価値を提供しているかどうかを、適切かつ十分に検証する。
  - 原則3：保険会社は、コストや手数料、パフォーマンス、提供されるサービスを定期的にレビューする。継続的に付加される運用コストは、運用のリターンを低下させる最大の要因であり、その意味で、金額に見合う価値は、運用サービスに最も関連するものである。EIOPAは、保険会社が、自身に最大の金銭的なインセンティブと報酬を提供する観点からユニットリンク商品の運用ビークルを選定していることに懸念を有している。

[4]「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol.8, 2021 年 2 月～3 月）」記事 E を参照。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202011_ins_regulation.pdf

- 原則4：広範に販売されるユニットリンク商品は、募集人や消費者が容易に理解できるものである。

➢ 商品のグルーピングとモデル

- EIOPAは、ユニットリンク商品のグルーピングに関するガイダンスを策定する予定。また、ユニットリンク商品が金額に見合った価値を提供しているかどうかを評価するモデルや定量的なガイドラインも検討に値する。

インプリケーション：例えば、ポーランドでは、監督当局が一部のユニットリンク商品の販売の停止を求める事態にまで発展しているなど、ユニットリンク商品が「金額に見合う価値を提供しているか」どうかは、欧州において非常に大きなイシューとなっている。経済価値ベースでの資本規制がグローバル・スタンダードとなりつつある中、現下の低金利環境などとも相まって、ユニットリンク商品は保険会社の主要な商品の一つとなっている。他方で、例えば、金融庁に設置された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」がその報告書で指摘しているように、制度の見直しにあたっては、新たな制度が、保険会社と消費者の双方にとって利益とならない形で商品提供を歪めてしまうことがあってはならない。欧州における事例を教訓として、日本においても「保険商品が保険契約者に対して金額に見合う価値を提供しているか」という観点から、さらに議論が高まることが期待される。

（出所）EIOPA ‘Consultation on framework to address value for money risk in the European unit-linked market’

執筆者

小林　晋也／Shinya Kobayashi
ディレクター
リスク管理戦略センター
リスクアドバイザリー事業本部
有限責任監査法人トーマツ

小林　正幸／Masayuki Kobayashi（記事C）
マネジャー
ファイナンシャルインダストリー
リスクアドバイザリー事業本部
有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001